

Ⅳ 業務委託契約及び指定管理協定における賃金水準について

業務委託契約及び指定管理協定について、市が定める最低額を設定するに当たり、各職種の賃金水準として公的な参考指標となり得るものとして、厚生労働省が毎年実施する「賃金構造基本統計調査」及び千葉県労働局が毎月公表する「求人・求職・賃金バランスシート」のデータを抽出した。

1 賃金構造基本統計調査

(1) 調査の概要

①目的

統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、全国の主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態（常用労働者を一般労働者と短時間労働者に区分）、職種、年齢、勤続年数、経験年数別等に明らかにするもの

②対象

5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所及び10人以上の常用労働者雇用する公営事業所のうち、一定の方法で抽出した事業所

③実施時期

6月分の賃金について、同年7月に調査を行い、翌年の3月頃に公表

(2) 抽出したデータ

令和2年賃金構造基本統計調査（令和2年6月の賃金についての調査、令和3年3月公表）のうち、企業規模10～99人の事業者における一般労働者の職種別の平均賃金（1時間当たりの所定内給与額）を抽出した。市が定める最低額及び支払賃金の最低額と比較においては、20～24歳平均の平均賃金を使用した。（短時間労働者については、年齢別のデータがないため使用していない。）

賃金構造基本統計調査は、実際に支払われた賃金の平均額であるため、その額をそのまま最低額に設定することは適切ではない。また、公契約条例で規定する支払賃金には含まれない手当（精皆勤手当、通勤手当、家族

手当など)が含まれているため、単純に比較することはできない。

(3) 市が定める最低額等との比較

以下のA～Cの3パターンの比較を行った。

A 令和2年賃金構造基本統計調査(20～24歳平均)と令和2年度の市が定める最低額との比較(20～24歳平均が示されていない職種(保健師、介護支援専門員については、25～29歳平均を採用))

市が定める最低額が統計調査を上回っている職種は、52職種中10職種で、その差は最大で412円(施設の設備又は機器の運転又は管理業務等)となっている。

市が定める最低額が統計調査を下回っている職種は、52職種中42職種で、その差は最大で▲461円(栄養士)となっている。

B 令和2年賃金構造基本統計調査(年齢区分なし)と令和2年度における支払賃金の平均額との比較

令和2年度における支払賃金の平均額が統計調査を上回っている職種は、支払実績が確認できた41職種中10職種で、その差は最大で808円(施設の設備又は機器の保守点検業務)となっている。

令和2年度における支払賃金の平均額が統計調査を下回っている職種は、支払実績が確認できた41職種中31職種で、その差は最大で▲706円(駐輪場整理業務)となっている。

※長期継続契約及び複数年に渡る指定管理協定において、最低賃金に逆転されるおそれがある職種を除き、初年度に市が定めた最低額が継続して適用されるため、支払賃金の平均額が市が定める最低額を下回っている場合がある。

C 令和2年賃金構造基本統計調査(20～24歳平均)と令和2年度におけ

る支払賃金の最低額との比較（20～24 歳平均が示されていない職種（保健師、介護支援専門員については、25～29 歳平均を採用）

令和 2 年度における支払賃金の最低額が統計調査を上回っている職種は、支払実績が確認できた 41 職種中 16 職種で、その差は最大で 655 円（プラント保安要員）となっている。

令和 2 年度における支払賃金の最低額が統計調査を下回っている職種は、支払実績が確認できた 41 職種中 25 職種で、その差は最大で▲496 円（栄養士）となっている。

※長期継続契約及び複数年に渡る指定管理協定において、最低賃金に逆転されるおそれがある職種を除き、初年度に市が定めた最低額が継続して適用されるため、支払賃金の最低額が市が定める最低額を下回っている場合がある。

表 15 賃金構造基本統計調査との比較

令和2年度賃金構造基本統計調査 (一般労働者・職種別・企業規模10~99人)				令和2年度野田市公契約条例				A	B	C
職種	仕事の概要	1時間当たり所定内給与額(円)		市が定める 最低額(円) ③	支払賃金 平均額(円) ④	支払賃金 最低額(円) ⑤	職種	公契約【市が定 める最低額】と 統計調査【20~ 24歳平均額】と の比較(円) ③-②	公契約【支払賃 金平均額】と統 計調査【全年齢 平均額】との比 較(円) ④-①	公契約【支払賃 金最低額】と統 計調査【20~ 24歳平均】との 比較(円) ⑤-②
		全年齢平均 ①	20~24歳平均 ②					③-②	④-①	⑤-②
保健師	(含まれる職種) 保健師(事業所等で衛生管理業務を併せ 行っている者を含む)、保健指導員(保健師) 保健師の免許を有し、健康相談・健康教育・ 家庭訪問などにより、衛生思想の普及・疾病 予防の指導・傷病者の療養指導・その他日 常生活上に必要な保健指導の仕事に従事する ものをいう。	1,538	1,339	1,192	-	-	保健師	▲ 147	-	-
看護師	(含まれる職種) 看護師(事業所等で衛生管理業務を併せ 行っている者を含む)、看護師長、派出看護 師、訪問看護師 看護師の免許を有し、傷病者・じょく婦・新生 児に対する療養上の世話及び診療の補助の 仕事に従事するものをいう。	1,894	1,481	1,134	1,621	1,348	看護師	▲ 347	▲ 273	▲ 133
准看護師	(含まれる職種) 准看護師 准看護師の免許を有し、医師・歯科医師・看 護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦に対 する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従 事するものをいう。	1,658	1,223	1,134	1,507	1,451	准看護師	▲ 89	▲ 151	228
理学療法士、作業療 法士、言語聴覚士、視 能訓練士	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は 視能訓練士の免許を有し、病院、診療所、社 会福祉施設などにおいて、理学療法、作業療 法、言語訓練又は視能訓練の仕事に従事す るものをいう。	1,731	1,347	1,134	-	-	機能訓練指導員	▲ 213	-	-
栄養士	(含まれる職種) 栄養士、管理栄養士、栄養指導員、学校栄 養職員、ダイエット・コーディネーター(栄養 士) 栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、 給食施設における献立の作成・栄養価の計 算・特別治療食の調理・その他これらに伴う 食事相談・嗜好調査・栄養摂取状況調査など の栄養指導の仕事に従事するものをいう。	1,435	1,545	1,084	1,231	1,049	栄養士	▲ 461	▲ 204	▲ 496
保育士	(含まれる職種) 保育士、地域限定保育士 児童福祉法又は国家戦略特別区域法に基づ き、保育士又は国家戦略特別区域限定保育 士の名称を用いて、保育所、こども園、障害 児施設及び児童養護施設等において児童の 保育・保護の仕事に従事するものをいう。	1,427	1,195	1,084	1,399	1,084	保育士	▲ 111	▲ 28	▲ 111

令和2年度賃金構造基本統計調査 (一般労働者・職種別・企業規模10～99人)				令和2年度野田市公契約条例				A	B	C
職種	仕事の概要	1時間当たり所定内給与額(円)		市が定める 最低額(円) ③	支払賃金 平均額(円) ④	支払賃金 最低額(円) ⑤	職種	公契約【市が定 める最低額】と 統計調査【20～ 24歳平均額】と の比較(円) ③-②	公契約【支払賃 金平均額】と統 計調査【全年齢 平均額】との比 較(円) ④-①	公契約【支払賃 金最低額】と統 計調査【20～ 24歳平均】との 比較(円) ⑤-②
		全年齢平均 ①	20～24歳平均 ②					③-②	④-①	⑤-②
介護支援専門員 (ケアマネージャー)	(含まれる職種) 介護支援専門員(ケアマネージャー) 要介護者等からの相談に応じ、要介護者等 がその心身の状況に応じて適切な介護サー ビスを利用できるよう、ケアプランの作成や市 町村・居宅サービス事業者・介護保険施設等 との連絡調整を行う仕事に従事するものをい う。	1,589	1,449	1,353	1,769	1,769	介護支援専門員	▲ 96	180	320
その他の社会福祉専 門職業従事者	(含まれる職種) 老人福祉施設長・生活指導員、障害者支援 施設長・職業指導員・相談支援専門員、サー ビス管理責任者、児童自立支援専門員・児 童生活支援員、児童福祉施設長・児童指導 員・児童厚生員、母子生活支援施設養母・寮 父、母子指導員、社会福祉協議会専門職 員、心理カウンセラー(福祉施設)、ソーシャル ワーカー、心理・職能判定員 児童福祉施設、障害者支援施設、老人福祉 施設等の福祉施設において、専門的な保 護、自立支援、援護、育成、介護の指導の仕 事に従事するものや社会福祉協議会等の福 祉団体などにおいて、専門的な相談、指導、 助言の仕事に従事するものなど、保育士及 び介護支援専門員に含まれない専門的・技 術的な社会福祉の仕事に従事するものをい う。	1,512	1,174	985	1,395	1,224	職業指導員	▲ 189	▲ 117	50
				1,084	1,559	1,559	相談支援専門員	▲ 90	47	385
				1,084	1,196	1,084	児童指導員	▲ 90	▲ 316	▲ 90
				1,084	1,364	1,364	訪問支援員	▲ 90	▲ 148	190
				1,192	1,700	1,672	生活相談員	18	188	498
個人教師	(含まれる職種) 生花個人教授、囲碁指南、将棋指南、ピアノ 個人教師、社交ダンス教師、英語個人教師、 書道個人教師、塾講師(各種学校でないも の)、家庭教師、柔道師範、ゴルフインストラ クター、ジム・インストラクター、きものコンサル タント(着付教室)、スキー・インストラクター、パ ソコン・インストラクター(教育施設以外) 茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊・スポー ツなどの個人教授、及び学校教育の補習指 導の仕事に従事するものをいう。	1,486	1,150	1,043	-	-	コンピュータ指導員	▲ 107	-	-
				1,043	-	-	トレーニング室 トレーナー	▲ 107	-	-

令和2年度賃金構造基本統計調査 (一般労働者・職種別・企業規模10～99人)				令和2年度野田市公契約条例				A	B	C
職種	仕事の概要	1時間当たり所定内給与額(円)		市が定める 最低額(円) ③	支払賃金 平均額(円) ④	支払賃金 最低額(円) ⑤	職種	公契約【市が定 める最低額】と 統計調査【20～ 24歳平均額】と の比較(円) ③-②	公契約【支払賃 金平均額】と統 計調査【全年齢 平均額】との比 較(円) ④-①	公契約【支払賃 金最低額】と統 計調査【20～ 24歳平均】との 比較(円) ⑤-②
		全年齢平均 ①	20～24歳平均 ②							
他に分類されない専 門的職業従事者	(含まれる職種) 司書、司書補、図書館専門職員、学芸員、学 芸員補、博物館専門職員、心理カウンセラ (医療・福祉施設を除く)、職業相談員、産業 カウンセラー、キャリア・コンサルタント、ス クールカウンセラー、無線通信員、無線通信 士、電波技術員、無線技術士、ラジオ・テレビ ジョン放送技術員、レーダー操作技術員、有 線通信員、有線テレビジョン技術員、ラジオミ クサー、通訳、計量士、検数員、農薬検査 員、鑑定人(書画・骨とう・宝石)、行政書士、 馬調教師、犬訓練士、調律師、アナウンサー (ラジオ・テレビジョン)、不動産管理士、不動 産鑑定士、産業管理士、探偵、気象予報士、 事故損害査定員、商業施設士、ヘッドハン ター、速記者、通関士	1,696	1,312	1,192	1,325	1,167	図書館業務従事者	▲ 120	▲ 371	▲ 145
	1,192			1,395	1,285	学芸員	▲ 120	▲ 301	▲ 27	
	978			1,200	1,200	学芸員補助	▲ 334	▲ 496	▲ 112	
受付・案内事務員	(含まれる職種) 受付・案内事務員、フロント(企業)、図書館 カウンター受付職員、博物館受付職員 受付・案内・応接などの仕事に従事するもの をいう。	1,247	1,120	1,032	1,052	1,032	施設の電話交換、 受付及び案内業務	▲ 88	▲ 195	▲ 88
	(含まれる職種) 電話交換手、コールセンターオペレーター、テ レフォンアポインター、調査員(電話によるも の)、通信販売受付事務員(電話によるもの) 電話の呼び出し・交換・取次ぎの仕事や電話 による苦情、照会への対応、アポイントの取 り付けなどの仕事に従事するものをいう。			1,458	1,370				▲ 338	▲ 406
総合事務員	(含まれる職種) 総合事務員、図書館事務職員、博物館事務 職員 事務の仕事全般について、特に行うべき仕 事の内容が限定されず各種の事務の仕事に 従事するものをいう。	1,529	1,168	1,043	1,686	1,043	施設の維持管理事 務員	▲ 125	157	▲ 125

令和2年度賃金構造基本統計調査 (一般労働者・職種別・企業規模10~99人)				令和2年度野田市公契約条例				A	B	C
職種	仕事の概要	1時間当たり所定内給与額(円)		市が定める 最低額(円) ③	支払賃金 平均額(円) ④	支払賃金 最低額(円) ⑤	職種	公契約【市が定 める最低額】と 統計調査【20~ 24歳平均額】と の比較(円) ③-②	公契約【支払賃 金平均額】と統 計調査【全年齢 平均額】との比 較(円) ④-①	公契約【支払賃 金最低額】と統 計調査【20~ 24歳平均】との 比較(円) ⑤-②
		全年齢平均 ①	20~24歳平均 ②					③-②	④-①	⑤-②
その他の一般事務従 事者	広報、法務など庶務・人事事務員、企画事務 員、受付・案内事務員、秘書、電話応接事務 員、総合事務員に含まれない一般事務の仕 事に従事するものをいう。	1,458	1,112	978	1,018	978	事務補助員	▲ 134	▲ 440	▲ 134
				978	978	978	コミュニテイ会館業 務従事者	▲ 134	▲ 480	▲ 134
				978	-	-	資料整理員	▲ 134	-	-
				978	990	990	夜間業務従事者	▲ 134	▲ 468	▲ 122
				978	1,220	1,185	計量業務員	▲ 134	▲ 238	73
販売店員	(含まれる職種) 主に商品の仕入・販売に従事している小売・ 卸売店長、百貨店店員、総合スーパー店員、 コンビニエンスストア店員、小売店店員、医 薬品販売員(登録販売者)、給油所給油員、 売場監督、レジスター係、駅ホーム売店販売 員、商品実演販売者、リサイクルショップ店員	1,385	1,085	1,100	1,140	1,100	店長	15	▲ 245	15
				978	978	978	販売員	▲ 107	▲ 407	▲ 107
介護職員 (医療・福祉施設等)	(含まれる職種) 介護職員・介護福祉士・ケアワーカー(医療・ 福祉施設等)、障害者支援施設生活支援 員、老人福祉施設寮母・寮父	1,344	1,173	985	1,263	1,083	介護職員	▲ 188	▲ 81	▲ 90
				985	1,280	1,031	生活支援員	▲ 188	▲ 64	▲ 142
				978	-	-	生活支援員補助	▲ 195	-	-
				985	-	-	支援員	▲ 188	-	-
飲食物調理従事者	(含まれる職種) 調理師、料理人、給食調理人、板前、飲食店 主(自ら飲食物の調理を行う)、血洗い人(調 理見習)、寮膳い人、パーテンダー、パーテ ンダー見習、炊事係	1,345	1,116	978	1,180	978	給食調理員 調理員	▲ 138	▲ 165	▲ 138

令和2年度賃金構造基本統計調査 (一般労働者・職種別・企業規模10～99人)				令和2年度野田市公契約条例				A	B	C
職種	仕事の概要	1時間当たり所定内給与額(円)		市が定める 最低額(円) ③	支払賃金 平均額(円) ④	支払賃金 最低額(円) ⑤	職種	公契約【市が定 める最低額】と 統計調査【20～ 24歳平均額】と の比較(円) ③-②	公契約【支払賃 金平均額】と統 計調査【全年齢 平均額】との比 較(円) ④-①	公契約【支払賃 金最低額】と統 計調査【20～ 24歳平均】との 比較(円) ⑤-②
		全年齢平均 ①	20～24歳平均 ②							
飲食物給仕従事者	(含まれる職種) ファミリーレストラン店員、ファーストフード店 店員、食堂・酒場の給仕人、喫茶店のウエイ トレス・ウエイター、飲食店主(自ら飲食物の 調理を行わない)、サービス係(列車・船舶の 食堂)、ソムリエ、ホール係(飲食店) 食堂・喫茶店・旅館・ホテル・待合・料理店・ 船舶・列車などにおいて食卓の用意・給仕の サービスの仕事に従事するものをいう。	1,259	1,054	978	1,053	1,053	給食配膳員	▲ 76	▲ 206	▲ 1
居住施設・ビル等管 理人	(含まれる職種) マンション管理人、アパート管理人、寮管理 人、舎監(特別支援学校以外のもの)、ビル 管理人、駐車場管理人、駐輪場管理人、駐 車係(ホテル)、駐車場誘導員 マンション、アパート、寄宿舎、ビル、駐車場 などの管理の仕事に従事するものをいう。	1,684	1,304	978	978	978	駐輪場整理業務	▲ 326	▲ 706	▲ 326
その他のサービス職 業従事者	(含まれる職種) ハウスキーパー、ベビーシッター、観 光通訳案内人、登山案内人、旅行・観光ガイ ド、ツアーコンダクター、添乗員、荷物一時預 り人、自転車預り人、クローカー係、自転車賃 貸人、物品賃貸人、貸衣装人、レンタルショッ プ店員(ビデオ等)、ポート貸し人、レンタカー カウンター係員、リネンサプライ業主、ファッ ションモデル、美容部員(販売を行わないも の)、普及員(宣伝放送業)、ピラ配り人、サン ドイッチマン、ポスティング人、葬祭ディレク ター、葬儀作業員、火葬作業員、古い師、折 とう師、便利屋、ポーター、公衆電話管理人、 介添役(結婚式場)、内職周旋人、競馬予想 屋、興行師、トリマー、結婚式場司会者、みこ (巫女)、靴磨き、寝具乾燥消毒機、旅館客 引き、エレベーター係、デパート売場案内人、 墓池管理人、ペットシッター、コインロッカー管 理人、コインランドリー管理人、結婚相談員 (仲人業)、人生相談員、リラクゼーションセラ ピスト、保育補助者 家庭生活支援、旅行案内、広告宣伝、物品 一時預かり、物品賃貸、葬儀などサービス職 業に従事するものをいう。	1,484	1,152	1,003	1,221	1,010	火葬業務	▲ 149	▲ 263	▲ 142
警備員	(含まれる職種) ボディガード、守衛、門衛、警備員、夜警員、 倉庫警備員 人の身辺において、身体に対する危害の発 生の警戒・防止、又は工場・病院・学校・事務 所・住宅・その他の施設などにおいて、火災・ 破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防 止など、人の生命、財産の保護又は構内秩 序の維持等に関する警備の仕事に従事する ものをいう。	1,228	1,151	1,240	1,130	1,130	施設の警備及び駐 車場の整理業務	89	▲ 98	▲ 21

令和2年度賃金構造基本統計調査 (一般労働者・職種別・企業規模10~99人)				令和2年度野田市公契約条例				A	B	C
職種	仕事の概要	1時間当たり所定内給与額(円)		市が定める 最低額(円) ③	支払賃金 平均額(円) ④	支払賃金 最低額(円) ⑤	職種	公契約【市が定 める最低額】と 統計調査【20~ 24歳平均額】と の比較(円) ③-②	公契約【支払賃 金平均額】と統 計調査【全年齢 平均額】との比 較(円) ④-①	公契約【支払賃 金最低額】と統 計調査【20~ 24歳平均】との 比較(円) ⑤-②
		全年齢平均 ①	20~24歳平均 ②							
その他の保安職業従事者	(含まれる職種) 空港消防員、交通管理パトロール員、道路監視員、建設現場誘導員、交通誘導員、雑踏警備員、プール・海水浴場監視員 保安職業に従事するもののうち、警備員に該当しないものをいう。	1,202	1,065	978	-	-	水泳場救助員・監視員	▲ 87	-	-
製図その他生産関連・生産類似作業従事者	(含まれる職種) 写真現像工、写真焼付工、写真修整工、製図工、トレース工、パタンナー、現図工、CADオペレーター、織物意匠工、映写技師、水門操作員、温泉供給バルブ操作員、河川監視員、水位監視員、照明係(舞台・撮影所) 写真現像・焼付・引伸などの仕事に従事するもの、建設工事・機械製作・造船などの目的のために、設計図・その他の図面作成及び原図写しの仕事に従事するもの、並びに船こく(殻)・板金構造物・鉄塔・橋りょう(梁)などの鉄鋼構造物を製作するため、設計図から現図展開・型板取りなど他に分類されない生産関連作業の仕事に従事するもの、生産に類似する技能的な仕事に従事するものをいう。	1,696	1,303	1,032	1,688	1,517	舞台機器操作業務	▲ 271	▲ 8	214
バス運転者	(含まれる職種) 営業用バス運転者、自家用バス運転者、送迎バス運転者、スクールバス運転者、貸切バス運転者、乗合バス運転者、マイクロバス運転者 バスを運転する仕事に従事するものをいう。	1,404	1,147	1,051	1,175	1,050	運転士	▲ 96	▲ 229	▲ 97
その他の定置・建設機械運転従事者	(含まれる職種) ボイラー・オペレーター(浴場を除く)、ポンプ運転工、ブロー運転工、コンプレッサー運転工、ベンチレーター運転工、採油工、天然ガス採取工、水止工(油井)、ディーゼルエンジン機関士、原動機運転員、冷却装置運転員、エレベーター機械係、クレーン合図員、玉掛技能工、リフト運転員、ロープウェイ機関操作員、ごみ処理プラント操作員、ごみ最終処分場重機オペレーター、ビル設備管理人、施設管理職員 陸用蒸気機関の取扱業務・保守・管理などの仕事、ポンプ・ブロー・コンプレッサーの点検・調整・運転の仕事、地上・海中において、機械を操作・運転して、自噴又は促進されて自噴するものの採油、ポンプによる採油などの仕事、及びこれらを大タンクに送り込む仕事、冷凍装置、空気調節装置、エレベーターなど、発電員、変電員、クレーン・ウインチ運転従事者及び建設・さく井機械運転従事者に含まれない定置機関・機械及び建設機械の点検・調整・運転並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。	1,524	1,248	1,660	1,660	1,660	給食設備管理員	412	136	412
				1,660	1,840	1,540	施設の設備又は機器の運転又は管理業務	412	316	292
				1,660	2,332	1,700	施設の設備又は機器の保守点検業務	412	808	452
				1,660	1,903	1,903	プラント保安要員	412	379	655
				1,660	1,731	1,731	中央操作員	412	207	483
				1,660	1,640	1,625	重機オペレータ	412	116	377
				1,043	-	-	水泳場管理業務	▲ 205	-	-

令和2年度賃金構造基本統計調査 (一般労働者・職種別・企業規模10～99人)				令和2年度野田市公契約条例				A	B	C
職種	仕事の概要	1時間当たり所定内給与額(円)		市が定める 最低額(円) ③	支払賃金 平均額(円) ④	支払賃金 最低額(円) ⑤	職種	公契約【市が定 める最低額】と 統計調査【20～ 24歳平均額】と の比較(円) ③-②	公契約【支払賃 金平均額】と統 計調査【全年齢 平均額】との比 較(円) ④-①	公契約【支払賃 金最低額】と統 計調査【20～ 24歳平均】との 比較(円) ⑤-②
		全年齢平均 ①	20～24歳平均 ②							
その他の運搬従事者	(含まれる職種) 郵便集配員、郵便配達員、電報配達員、貨物自動車荷扱員、貨車積卸員、荷物運搬員、資材運搬員、原料運搬員、坑外運搬員、再生資源回収人(回収のみ行うもの)、引越作業員、倉庫現場員、倉庫作業員、牛乳配達員、新聞配達員、洗濯物配達員、宅配配達員、オートバイ宅配人、自動販売機商品補充員、荷造工、こん包工、袋詰工(荷造)	1,472	1,110	1,051	1,177	1,125	給食配送員(運搬員)	▲ 59	▲ 295	15
	郵便・電報の集配の仕事、運送店・駅・工場などでの貨物の運搬・積み込み・積卸しの仕事、倉庫での貨物の搬入・搬出・積卸しの仕事、荷物・商品の配達並びに輸送目的のため梱包の仕事に従事するものをいう。			1,240	-	-	プラットホーム作業員	130	-	-
ビル・建物清掃員	(含まれる職種) ビル・建物清掃員、建物洗浄作業員、ガラス拭き作業員、煙突掃除作業員、床磨き作業員 ビルや建物を対象として、ガラス・床・階段・手すり・洗面所などの清掃の仕事に従事するものをいう。	1,204	1,063	978	1,165	978	清掃業務	▲ 85	▲ 39	▲ 85
他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	(含まれる職種) 機械掃除工、工場軽作業員、容器洗じょう工、瓶ふき工、公園草取作業員、グラウンドキーパー、潜水ポンプ押補助員、倉庫雑役人、用務員(学校)、貨物自動車助手、血洗い人(調理見習いでないもの)、選瓶工、洗瓶工、検瓶工(再生資源回収)、公園芝刈作業員、洗濯物仕分作業員、商品選別工、建設現場軽作業員、公園整備員、ごみ選別作業員、再生資源選別作業員、危険物仕分作業員 事業所内外の清掃、後片付、従業員の用足し、使い走りを行うほか、手不足の際、荷物の梱包、発送を手伝う等、事業所の系統的な本来の仕事とは直接関係のない種々の雑務、雑役的な仕事に従事する者をいう。	1,346	1,169	978	-	-	除草作業員	▲ 191	-	-
				978	1,007	978	用務員	▲ 191	▲ 339	▲ 191
				985	1,296	1,005	手選別作業員	▲ 184	▲ 50	▲ 164
				925	931	925	手選別作業員(障がい者等)	▲ 244	▲ 415	▲ 244

2 求人・求職・賃金バランスシート

(1) 概要

ハローワークで受理した求人の上限・下限賃金の平均値、求職者の希望賃金の平均値及び有効求人数・有効求職者数をそれぞれ職種ごとにまとめたもの。各月単位で、都道府県労働局、ハローワークごとに、調査対象月の概ね2か月後に公表している。

(2) 抽出したデータ

千葉県労働局が公表した令和3年3月分の求人・求職・賃金バランスシートのうち、常用的パートタイムの求人賃金の下限額を抽出した。

常用的フルタイム及び常用的パートタイムに分けて求人賃金が公表されているが、常用的フルタイムについては月額で示されており、時給換算されておらず、年間所定労働時間も分からないため、採用していない。

公表されているデータは、実際に求人募集する際の金額であるため、その額をそのまま最低額に設定することは適切ではない。また、公契約条例で規定する支払賃金には含まれない固定残業代が含まれているため、単純に比較することはできない。

※常用的パートタイムとは

1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間によって就労する者

※固定残業代とは

残業時間にかかわらず、毎月一定額の残業代をあらかじめ支給するもの

(3) 市が定める最低額等との比較

以下のA～Cの3パターンの比較を行った。

A 令和3年3月の求人賃金の下限額と令和2年度の市が定める最低額との比較

市が定める最低額が求人賃金の下限額を上回っている職種は、52 職種中 16 職種で、その差は最大で 511 円（施設の設備又は機器の運転又は管理業務等）となっている。

市が定める最低額が求人賃金の下限額を下回っている職種は、52 職種中 36 職種で、その差は最大で▲700 円（水泳場救助員・監視員）となっている。

B 令和 3 年 3 月の求人賃金の下限額と令和 2 年度における支払賃金の平均額との比較

令和 2 年度における支払賃金の平均額が求人賃金の下限額を上回っている職種は、支払実績が確認できた 41 職種中 33 職種で、その差は最大で 1,183 円（施設の設備又は機器の保守点検業務）となっている。

令和 2 年度における支払賃金の平均額が求人賃金の下限額を下回っている職種は、支払実績が確認できた 41 職種中 8 職種で、その差は最大で▲548 円（施設の警備及び駐車場整理業務）となっている。

※長期継続契約及び複数年に渡る指定管理協定において、最低賃金に逆転されるおそれがある職種を除き、初年度に市が定めた最低額が継続して適用されるため、支払賃金の平均額が市が定める最低額を下回っている場合がある。

C 令和 3 年 3 月の求人賃金の下限額と令和 2 年度における支払賃金の最低額との比較

令和 2 年度における支払賃金の最低額が求人賃金の下限額を上回っている職種は、支払実績が確認できた 41 職種中 20 職種で、その差は最大で 754 円（プラント保安要員）となっている。

令和 2 年度における支払賃金の最低額が求人賃金の下限額を下回っている職種は、支払実績が確認できた 41 職種中 21 職種で、その差は最大で▲

548 円（施設の警備及び駐車場整理業務）となっている。

※長期継続契約及び複数年に渡る指定管理協定において、最低賃金に逆転されるおそれがある職種を除き、初年度に市が定めた最低額が継続して適用されるため、支払賃金の最低額が市が定める最低額を下回っている場合がある。

表 16 求人・求職・賃金バランスシートとの比較

令和3年3月千葉労働局求人・求職・賃金バランスシート(千葉県全域) 常用的パートタイム求人賃金額				令和2年度野田市公契約条例				A 公契約【市が定める最低額】と求人賃金下限額との比較 (円) ②-①	B 公契約【支払賃金平均額】と求人賃金下限額との比較(円) ③-①	C 公契約【支払賃金最低額】と求人賃金下限額との比較(円) ④-①
中分類	小分類	細分類	求人賃金 下限額(円) ①	市が定める 最低額(円) ②	支払賃金 平均額(円) ③	支払賃金 最低額(円) ④	職種			
保健師、助産師、看護師	保健師	保健師 保健師の免許を有し、健康相談・健康教育・家庭訪問などを通じて、衛生思想の普及啓発、疾病予防の指導、傷病者の療養指導、その他日常生活に必要な保健指導を行う仕事に従事するものをいう。	1,567	1,192	-	-	保健師	▲ 375	-	-
	看護師、准看護師	看護師 看護師の免許を有し、傷病者・じよく婦・新生児の療養上の世話、診療の補助業務などの仕事に従事するものをいう。	1,567	1,134	1,621	1,348	看護師	▲ 433	54	▲ 219
	准看護師	准看護師 准看護師の免許を有し、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じよく婦・新生児の療養上の世話、診療の補助業務などを行う仕事に従事するものをいう。	1,567	1,134	1,507	1,451	准看護師	▲ 433	▲ 60	▲ 116
その他の保健医療の職業	栄養士、管理栄養士	栄養士 栄養士の免許を有し、学校・病院・福祉施設・会社の食堂などの給食施設における献立の作成・栄養価の計算・調理指導等の給食管理、栄養相談を通じた栄養指導などの仕事に従事するものをいう。	1,155	1,084	1,231	1,049	栄養士	▲ 71	76	▲ 106
社会福祉の専門的職業	福祉施設指導専門員	老人福祉施設・障害者福祉施設・児童福祉施設において、相談・調整・保護・援護・育成・指導・自立支援などの専門的な仕事に従事するものをいう。	1,145	1,134	-	-	機能訓練指導員	▲ 11	-	-
	老人福祉施設指導専門員	老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・特別養護老人ホーム・養護老人ホームなどの老人福祉施設において、相談・助言・援助、入・通所者の生活指導、連絡調整、サービス計画の作成などの専門的な仕事に従事するものをいう。 ○機能訓練指導員(老人福祉施設)、生活指導員(老人福祉施設)、生活相談員(老人福祉施設)	1,192	1,700	1,672		生活相談員	47	555	527
	福祉施設指導専門員	老人福祉施設・障害者福祉施設・児童福祉施設において、相談・調整・保護・援護・育成・指導・自立支援などの専門的な仕事に従事するものをいう。	1,145	985	1,395	1,224	職業指導員	▲ 160	250	79
	障害者福祉施設指導専門員	知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・身体障害者更生施設・精神障害者授産施設などの障害者福祉施設において、入・通所者の生活指導、作業指導などの専門的な仕事に従事するものをいう。 ○作業指導員、職業指導員、職能判定員、就労支援員(障害者施設)、生活支援員(障害者施設)	985	1,280	1,031		生活支援員	▲ 160	135	▲ 114
	児童福祉施設指導専門員	児童養護施設・障害児施設・母子生活支援施設・児童自立支援施設などの児童福祉施設において、入・通所児童の生活指導・育成・援助・調整などの専門的な仕事に従事するものをいう。 ○児童指導員(児童養護施設)、児童自立支援専門員、児童生活支援員、少年指導員、母子指導員	1,145	1,084	1,196	1,084	児童指導員	▲ 61	51	▲ 61
			985	-	-		支援員	▲ 160	-	-
			978	-	-		生活支援員補助	▲ 167	-	-

令和3年3月千葉労働局求人・求職・賃金バランスシート(千葉県全域) 常用的パートタイム求人賃金額				令和2年度野田市公契約条例				A 公契約【市が定める最低額】と求人賃金下限額との比較(円) ②-①	B 公契約【支払賃金平均額】と求人賃金下限額との比較(円) ③-①	C 公契約【支払賃金最低額】と求人賃金下限額との比較(円) ④-①
中分類	小分類	細分類	求人賃金下限額(円) ①	市が定める最低額(円) ②	支払賃金平均額(円) ③	支払賃金最低額(円) ④	職種			
社会福祉の専門的職業	保育士 保育所・児童養護施設などにおいて、幼児の保育・養育・保護・養護などの専門的な仕事に従事するものをいう。	保育士 保育所・児童養護施設などにおいて、幼児の保育・養育・保護・養護などの専門的な仕事に従事するものをいう。	1,145	1,084	1,399	1,084	保育士	▲ 61	254	▲ 61
	その他の社会福祉の専門的職業 介護サービス計画の作成、医療機関における相談・援助、その他福祉相談・指導専門員、福祉施設指導専門員、保育士に含まれない、社会福祉および更生指導に関する専門的な仕事をいう。	介護支援専門員 介護保険事業を実施する高齢者施設および居宅サービス事業所において、要介護者の日常生活の状況把握、援助目標の設定、ケアプラン(介護サービス計画)の作成などの専門的な仕事に従事するものをいう。	1,145	1,353	1,769	1,769	介護支援専門員	208	624	624
		他に分類されない社会福祉の専門的職業 社会福祉協議会などの福祉団体における相談・助言・援助、福祉施設における心理相談、学校における福祉援助業務、その他介護支援専門員および医療ソーシャルワーカーに含まれない、社会福祉および更生指導に関する専門的な仕事をいう。	1,145	1,084	1,559	1,559	相談支援専門員	▲ 61	414	414
			1,084	1,364	1,364	1,364	訪問支援員	▲ 61	219	219
その他の専門的職業	図書館司書 公立図書館・大学図書館などにおいて、資料の収集・分類、目録の整備、資料・情報の提供、利用相談などの専門的な仕事に従事するものをいう。	図書館司書 公立図書館・大学図書館などにおいて、資料の収集・分類、目録の整備、資料・情報の提供、利用相談などの専門的な仕事に従事するものをいう。	1,191	1,192	1,325	1,167	図書館業務従事者	1	134	▲ 24
	学芸員 総合博物館・科学館・美術館・動物園・植物園などにおいて、自然科学・芸術・民俗・歴史・産業などについて資料の収集・保管・展示、調査・研究などの専門的な仕事に従事するものをいう。	学芸員 総合博物館・科学館・美術館・動物園・植物園などにおいて、自然科学・芸術・民俗・歴史・産業などについて資料の収集・保管・展示、調査・研究などの専門的な仕事に従事するものをいう。 ○学芸員補	1,191	1,192	1,395	1,285	学芸員	1	204	94
			978	1,200	1,200	1,200	学芸員補助	▲ 213	9	9
	個人教師 学校教育の補習指導、パーソナルコンピュータの操作指導、スポーツ・茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊などの個人教授の仕事に従事するものをいう。	パーソナルコンピュータ教室教師 パーソナルコンピュータの個人教授所において、パーソナルコンピュータの操作指導の仕事に従事するものをいう。 ○パソコンインストラクター(個人に教授するもの)	1,191	1,043	-	-	コンピュータ指導員	▲ 148	-	-
	スポーツ個人教師 スポーツ施設などにおいて、エアロビクスダンス・ゴルフ・水泳・テニスなどの個人教授・指導の仕事に従事するものをいう。 ○スポーツインストラクター、スポーツクラブ指導員	1,191	1,043	-	-	トレーニング室トレーナー	▲ 148	-	-	

令和3年3月千葉労働局求人・求職・賃金バランスシート(千葉県全域) 常用的パートタイム求人賃金額				令和2年度野田市公契約条例				A 公契約【市が定める最低額】と求人賃金下限額との比較(円) ②-①	B 公契約【支払賃金平均額】と求人賃金下限額との比較(円) ③-①	C 公契約【支払賃金最低額】と求人賃金下限額との比較(円) ④-①
中分類	小分類	細分類	求人賃金 下限額(円) ①	市が定める 最低額(円) ②	支払賃金 平均額(円) ③	支払賃金 最低額(円) ④	職種			
一般事務の職業	受付・案内事務員	会社・団体受付係 会社・団体の受付において、来訪者の応接・案内などの仕事に従事するものをいう。 ○案内係(会社)、会社受付係	1,009							
	電話応接事務員	電話交換手 有線・無線電話の呼び出し・交換・取り次ぎ・案内の仕事に従事するものをいう。 ○案内台交換手、構内電話交換手	1,009	1,032	1,052	1,032	施設の電話交換、受付及び案内業務	23	43	23
	総合事務員	総合事務員 文書・伝票の作成、書類の分類・整理、帳簿の記帳、電話の応対、来訪者の受付・案内など特定の型に限定されない各種の事務の仕事に従事するものをいう。 ○一般事務員	1,009	1,043	1,686	1,043	施設の維持管理事務員	34	677	34
		事務補助員 事務の補助業務に従事するものをいう。 ○補助事務員、臨時事務員、宛名書人、会社メール係	1,009	978	1,018	978	事務補助員	▲ 31	9	▲ 31
				978	978	978	コミュニティ会館業務従事者	▲ 31	▲ 31	▲ 31
				-	-	-	資料整理員	▲ 31	-	-
		990		990	990	夜間業務従事者	▲ 31	▲ 19	▲ 19	
		1,185		1,185	1,185	計量業務員	▲ 31	211	176	
商品販売の職業	小売店主・店長	他に分類されない小売店主・店長 家庭用電気製品・衣料品を扱う小売店、ホームセンター、ドラッグストアの各店長、その他コンビニエンスストア店長 およびガソリンスタンド支配人に含まれない、小売店の経営・管理および販売の仕事に従事するものをいう。 ○小売店主(主に販売の仕事に従事するもの)	983	1,100	1,140	1,100	店長	117	157	117
	小売店販売員	飲食料品販売店員 飲食料品を扱う小売店において、商品の陳列・販売・補充、来店者への応対などの仕事に従事するものをいう。 ○食料品販売店員	983	978	978	978	販売員	▲ 5	▲ 5	▲ 5
介護サービスの職業	施設介護員	施設介護員 医療施設・介護老人福祉施設などの介護保険施設において、要介護者の入浴・排泄・食事などの世話をする仕事に従事するものをいう。 ○ケアワーカー(医療施設、老人福祉施設)、介護サービス員(老人保健施設)	1,109	985	1,263	1,083	介護職員	▲ 124	154	▲ 26

令和3年3月千葉労働局求人・求職・賃金バランスシート(千葉県全域) 常勤パートタイム求人賃金額				令和2年度野田市公契約条例				A 公契約【市が定める最低額】と求人賃金下限額との比較(円) ②-①	B 公契約【支払賃金平均額】と求人賃金下限額との比較(円) ③-①	C 公契約【支払賃金最低額】と求人賃金下限額との比較(円) ④-①
中分類	小分類	細分類	求人賃金 下限額(円) ①	市が定める 最低額(円) ②	支払賃金 平均額(円) ③	支払賃金 最低額(円) ④	職種			
飲食 調理 の 職業	調理人 食堂・レストラン・専門料理店などにおいて、料理をつくる仕事に従事するものをいう。以下のものを含む。 (1)調理師の免許を有しないもの (2)自ら調理の仕事に従事する飲食店主	給食調理人 会社・工場・学校・病院・福祉施設などの給食施設において、栄養士が作成した献立にもとづいて、材料の準備、下ごしらえ、調理、盛り付けなどの仕事に従事するものをいう。 ○給食係員、給食センター調理人	985	978	1,180	978	給食調理員 調理員	▲ 7	195	▲ 7
接客・給仕 の 職業	飲食物給仕係 食堂・喫茶店・料理店・レストランなどにおいて、食卓の用意、給仕などの仕事に従事するものをいう。	配ぜん人 旅館・ホテルの宴会場、結婚式場の披露宴会場などにおいて、食卓の用意、給仕などの仕事に従事するものをいう。なお、レストランなどにおいて、席の案内、注文取り、給仕などの仕事に従事するものは、ウェイター・ウェイトレス(飲食店ホール係)に分類する。 ○ウェイター(宴会場)、ウェイトレス(宴会場)、配ぜん係	988	978	1,053	1,053	給食配膳員	▲ 10	65	65
居住施設・ビル等の 管理 の 職業	駐車場・駐輪場管理人 駐車場において車両の誘導、駐車券の発行、料金の徴収、機械式駐車装置の操作などの仕事に従事するもの、および駐輪場において自転車・二輪車の整頓、駐輪券の発行、料金の徴収などの仕事に従事するものをいう。パーキングメーターの設置場所を巡回して利用料金の回収、メーターの点検・保守などの仕事に従事するものを含む。	駐車場・駐輪場管理人 駐車場において車両の誘導、駐車券の発行、料金の徴収、機械式駐車装置の操作などの仕事に従事するもの、および駐輪場において自転車・二輪車の整頓、駐輪券の発行、料金の徴収などの仕事に従事するものをいう。パーキングメーターの設置場所を巡回して利用料金の回収、メーターの点検・保守などの仕事に従事するものを含む。	1,009	978	978	978	駐輪場整理業務	▲ 31	▲ 31	▲ 31
	その他の居住施設・ビル等の管理の職業 別荘の管理、その他マンション・アパート・下宿管理人、寄宿舎・寮管理人、ビル管理人、駐車場・駐輪場管理人に含まれない、居住施設・ビルなどの管理の仕事を行う。	他に分類されない居住施設・ビル等の管理の職業 公民館・体育館の管理、その他別荘管理人に含まれない、居住施設・ビルなどの管理の仕事を行う。 ○公民館管理人、スポーツ競技場管理人、体育館管理人、託児所管理人	1,009	1,043	-	-	水泳場管理業務	34	-	-
その他の サービスの 職業	葬儀係 葬儀の準備・手配などの仕事に従事するもの、および火葬場において火葬のために死体を焼く仕事に従事するものをいう。	火葬係 火葬場において火葬のために死体を焼く仕事に従事するものをいう。 ○火葬作業員、火葬場現場作業員	1,026	1,003	1,221	1,010	火葬業務	▲ 23	195	▲ 16

令和3年3月千葉労働局求人・求職・賃金バランスシート(千葉県全域) 常用的パートタイム求人賃金額				令和2年度野田市公契約条例				A 公契約【市が定める最低額】と求人賃金下限額との比較(円) ②-①	B 公契約【支払賃金平均額】と求人賃金下限額との比較(円) ③-①	C 公契約【支払賃金最低額】と求人賃金下限額との比較(円) ④-①
中分類	小分類	細分類	求人賃金 下限額(円) ①	市が定める 最低額(円) ②	支払賃金 平均額(円) ③	支払賃金 最低額(円) ④	職種			
その他の保安の職業	警備員 工場・病院・学校・事務所・その他公私の施設において、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など財産の保護または構内秩序の維持に関する警備の仕事に従事するもの、人の身辺において、身体に対する危害の発生の警戒・防止など人の生命に関する警備の仕事に従事するものをいう。	施設警備員 工場・病院・学校・事務所・その他公私の施設において、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など財産の保護または構内秩序の維持のため、施設への人の出入りの監視、施設内の巡視などの警備の仕事に従事するものをいう。 ○ビル警備員	1,678	1,240	1,130	1,130	施設の警備及び駐車場の整理業務	▲ 438	▲ 548	▲ 548
	他に分類されない保安の職業 道路の管理、道路工事現場における交通の誘導、雑踏の整理、プール・海水浴場における遊泳者の監視、その他看守、消防員、警備員に含まれない保安の仕事を行う。	プール・海水浴場監視員 プール・海水浴場などにおいて、水中・陸上での事故を防止するため遊泳者の監視、事故発生時の救助・救命処置などを行う仕事に従事するものをいう。 ○水泳場監視員、プール監視員	1,678	978	-	-	水泳場救助員・監視員	▲ 700	-	-
生産関連・生産類似の職業	その他の生産関連・生産類似の職業 写真・映画フィルムのネガ・ポジ・プリント処理、図面の写し、原寸図面の作成、映写機の操作、その他塗装工、画工、看板制作工、製図工、パターンに含まれない、生産工程の作業に関連または類似する技能的な作業を行う。	他に分類されない生産関連・生産類似の職業 食肉の等級判定、その他写真工、写図工、現図工、映写技師に含まれない、生産工程の作業に関連または類似する技能的な作業を行う。 ○音響係(舞台)、照明係(舞台・撮影所)	1,094	1,032	1,688	1,517	舞台機器操作業務	▲ 62	594	423
自動車運転の職業	バス運転手 路線バス・貸切バス・送迎バスを運転する仕事に従事するものをいう。	送迎バス運転手 送迎用バスを運転する仕事に従事するものをいう。 ○スクールバス運転手、自家用バス運転手	1,099	1,051	1,175	1,050	運転士	▲ 48	76	▲ 49

令和3年3月千葉労働局求人・求職・賃金バランスシート(千葉県全域) 常用的パートタイム求人賃金額				令和2年度野田市公契約条例				A 公契約【市が定める最低額】と求人賃金下限額との比較(円) ②-①	B 公契約【支払賃金平均額】と求人賃金下限額との比較(円) ③-①	C 公契約【支払賃金最低額】と求人賃金下限額との比較(円) ④-①
中分類	小分類	細分類	求人賃金 下限額(円) ①	市が定める 最低額(円) ②	支払賃金 平均額(円) ③	支払賃金 最低額(円) ④	職種			
定置・建設機械 運転の職業	ボイラーオペレーター ボイラーを点検・調整・操作して、蒸気・温水を供給する仕事に従事するものをいう。ただし、船舶機関部において、ボイラーの点検・調整の作業に従事するものを除く。	ボイラーオペレーター ボイラーを点検・調整・操作して、蒸気・温水を供給する仕事に従事するものをいう。ただし、船舶機関部において、ボイラーの点検・調整の作業に従事するものを除く。 ○ボイラー技士、ボイラーオペレーター見習	1,149	1,660	1,660	1,660	給食設備管理員	511	511	511
	ビル設備管理員 事務用・事業用ビルにおいて、電力・空調・冷暖房・給排水・防災設備を操作・監視・点検・調整する仕事に従事するものをいう。	ビル設備管理員 事務用・事業用ビルにおいて、電力・空調・冷暖房・給排水・防災設備を操作・監視・点検・調整する仕事に従事するものをいう。 ○ビル施設管理者	1,149	1,660	1,840	1,540	施設の設備又は機器の運転又は管理業務	511	691	391
		1,660		2,332	1,700	施設の設備又は機器の保守点検業務	511	1,183	551	
	その他の定置・建設機械運転の職業 冷凍機・ケーブル機関の運転・調整、その他発電機・変電機、ボイラーオペレーター、クレーン・巻上機運転工、ポンプ・送風機・圧縮機運転工、建設機械運転工、玉掛作業員、ビル設備管理員に含まれない、定置・建設機械の操作・運転・調整の作業をいう。	他に分類されない定置・建設機械運転の職業 ごみ・屎処理設備の操作、採油・天然ガス採取機械の運転、その他冷凍機運転工およびケーブル機関運転工に含まれない、定置・建設機械の操作・運転・調整の作業をいう。 ○ごみ焼却設備操作員	1,149	1,660	1,903	1,903	プラント保安要員	511	754	754
		1,660		1,731	1,731	中央操作員	511	582	582	
	1,660	1,640		1,625	重機オペレータ	511	491	476		
運搬の職業	陸上荷役・運搬作業員 運送店・駅・工場・事業場・住宅などにおいて、貨物・資材・荷物の積み卸し、運搬の作業に直接従事するものをいう。	運搬作業員 運送店・駅・工場・事業場などにおいて、貨物・資材・荷物を運搬する作業に直接従事するものをいう。 ○市場内運搬作業員、工場内運搬作業員	1,028	1,240	-	-	プラントホーム作業員	212	-	-
	配達員 荷物・商品などを所定の場所に配達する仕事、取引先を巡回して荷物・商品などを配達・回収する仕事、新聞を配達する仕事、自動販売機に商品を補充し売上金を回収する仕事に従事するものをいう。	ルート集配員 取引先の事業所・個人宅を巡回して、荷物・商品などを配達・回収する仕事に従事するものをいう。配達・回収の仕事に付随して、商品代金の受領、取引量を増やすための営業活動に従事するものを含む。 ○受託配達員(ルート配送)、商品配達員(ルート配送)	1,028	1,051	1,177	1,125	給食配達員(運搬員)	23	149	97

令和3年3月千葉労働局求人・求職・賃金バランスシート(千葉県全域) 常用的パートタイム求人賃金額				令和2年度野田市公契約条例				A 公契約【市が定める最低額】と求人賃金下限額との比較(円) ②-①	B 公契約【支払賃金平均額】と求人賃金下限額との比較(円) ③-①	C 公契約【支払賃金最低額】と求人賃金下限額との比較(円) ④-①
中分類	小分類	細分類	求人賃金 下限額(円) ①	市が定める 最低額(円) ②	支払賃金 平均額(円) ③	支払賃金 最低額(円) ④	職種			
清掃の職業	ビル・建物清掃員 ビル・建物(住宅を除く)のガラス・床・階段・手すり・洗面所などを清掃する作業に従事するものをいう。	ビル・建物清掃員 ビル・建物(住宅を除く)のガラス・床・階段・手すり・洗面所などを清掃する作業に従事するものをいう。	1,007	978	1,165	978	清掃業務	▲ 29	158	▲ 29
その他の運搬・清掃・包装等の職業	選別作業員 原材料・商品・青果・洗たく物などを選別する作業に従事するものをいう。機械を運転・操作して商品・青果などを選別する作業に従事するものを含む。	他に分類されない選別作業員 廃棄物の分別、その他原材料選別作業員、商品収集作業員、青果選別作業員、洗たく物荷分け作業員に含まれない選別の作業に従事するものをいう。 ○ごみ分別作業員(清掃工場)	1,021	985	1,296	1,005	手選別作業員	▲ 36	275	▲ 16
				925	931	925	手選別作業員(障がい者等)	▲ 96	▲ 90	▲ 96
	軽作業員 工場・建設現場・小売店・病院・旅館・食堂などにおいて、特定の型に限定されない各種の軽作業に従事するものをいう。	用務員 学校において、施設・設備の点検、小規模修繕、消耗品の交換、除草、散水、夜間・休日の巡回、ごみの分別などの作業に従事するものをいう。	1,021	978	1,007	978	用務員	▲ 43	▲ 14	▲ 43
	他に分類されない運搬・清掃・包装等の職業 公園・ゴルフ場・競技場の整備、その他選別作業員および軽作業員に含まれない、主に身体を使って行う定型的な作業をいう。	公園・ゴルフ場・競技場整備員 公園・ゴルフ場・競技場において、芝刈り、散水、地ならし、遊具・手押し車などの点検、除草、清掃、ごみの分別などの作業に従事するものをいう。	1,021	978	-	-	除草作業員	▲ 43	-	-

3 賃金構造統計調査における賃金の平均額、求人賃金の下限額及び市が定める最低額との比較

公契約条例における主な職種について、令和2年度の市が定める最低額と令和2年賃金構造統計調査における賃金の平均額（20～24歳平均）及び3年3月の求人賃金の下限額それぞれにおける職種間の差を比較するため、保育士に係る金額を基準として、各職種の保育士に対する倍率を算出した。

比較した結果、賃金構造統計調査における賃金の平均額及び求人賃金の下限額のいずれにおいても、差にバラツキはあるものの、市が定める最低額の中で保育士よりも最低額が高い職種においては、保育士よりも金額が概ね高く、市が定める最低額の中で保育士よりも最低額が低い職種においては、保育士よりも金額が概ね低い傾向にあった。

このように職種間の金額の差は、それぞれがおおむね同様の傾向にあることが分かったが、更に詳細に分析を続けていきたい。

表 17 職種ごとの賃金比較

No.	職種	公契約条例の 最低額(円)	賃金構造基本 統計調査 20～24歳平均 給与(円)	ハローワーク 求人賃金下限 額(円)	公契約条例の 最低額	賃金構造基本 統計調査	ハローワーク
1	施設の設定又は機器の保守点 検業務	1,660	1,248	1,149	1.53	1.04	1.00
2	介護支援専門員	1,353	1,449	1,145	1.25	1.21	1.00
3	施設の警備及び駐車場の整理 業務	1,240	1,151	1,678	1.14	0.96	1.47
4	保健師	1,192	1,339	1,567	1.10	1.12	1.37
5	図書館業務従事者	1,192	1,312	1,191	1.10	1.10	1.04
6	学芸員	1,192	1,312	1,191	1.10	1.10	1.04
7	看護師	1,134	1,481	1,567	1.05	1.24	1.37
8	准看護師	1,134	1,223	1,567	1.05	1.02	1.37
9	機能訓練指導員	1,134	1,347	1,145	1.05	1.13	1.00
10	店長	1,100	1,085	983	1.01	0.91	0.86
11	栄養士	1,084	1,545	1,155	1.00	1.29	1.01
12	保育士	1,084	1,195	1,145	1	1	1
13	運転士	1,051	1,147	1,099	0.97	0.96	0.96
14	給食配送員(運搬員)	1,051	1,110	1,028	0.97	0.93	0.90
15	コンピュータ指導員	1,043	1,150	1,191	0.96	0.96	1.04
16	トレーニング室トレーナー	1,043	1,150	1,191	0.96	0.96	1.04
17	施設の維持管理事務員	1,043	1,168	1,009	0.96	0.98	0.88
18	施設の電話交換、受付及び案内 業務	1,032	1,370	1,009	0.95	1.15	0.88
19	舞台機器操作業務	1,032	1,303	1,094	0.95	1.09	0.96
20	火葬業務	1,003	1,152	1,026	0.93	0.96	0.90
21	職業指導員	985	1,174	1,145	0.91	0.98	1.00
22	介護職員	985	1,173	1,109	0.91	0.98	0.97
23	事務補助員	978	1,112	1,009	0.90	0.93	0.88
24	コミュニティ会館業務従事者	978	1,112	1,009	0.90	0.93	0.88
25	給食調理員	978	1,116	985	0.90	0.93	0.86
26	給食配膳員	978	1,054	988	0.90	0.88	0.86
27	駐輪場整理業務	978	1,304	1,009	0.90	1.09	0.88
28	水泳場救助員・監視員	978	1,065	1,678	0.90	0.89	1.47
29	清掃業務	978	1,063	1,007	0.90	0.89	0.88
30	除草作業員	978	1,169	1,021	0.90	0.98	0.89
31	手選別作業員 (障がい者等)	925	1,169	1,021	0.85	0.98	0.89

V 野田市公契約条例の諸課題について

野田市公契約条例は、21年9月に制定してから今年で13年目を迎えた。

市では、条例制定当初から条例を拡充していく方針を掲げ、工事請負契約においては、段階的に対象金額を引き下げ、業務委託契約においては、段階的に適用となる業務の種類を増やし、指定管理協定においては、全ての協定を対象とするなど、労働者の適正な労働条件の確保に努めてきた。

しかし、近年は最低賃金の大幅な上昇が続き、職種別賃金を導入した当初から状況が大きく変化しており、職種間の差額の妥当性自体が定かではないということもあるが、業務委託契約及び指定管理協定における職種間の賃金バランスが保てない状況となっていること、事業者の給与体系への影響、公契約条例の全国への大きな広がりは見られないなど、課題が山積している。

1 職種別賃金における最低額の設定方法（業務委託契約及び指定管理協定）

4年度の最低額について（業務委託契約及び指定管理協定）で述べたとおり、職種間の差額の妥当性自体が定かではないということもあるが、最低賃金の大幅な上昇により、職種間のバランスが保てず、職種間の差額の縮小又は逆転が生じている。

職種間の差額の縮小や逆転、最低額と最低賃金の差額の縮小は、賃金条項型の条例及び職種別賃金の意義を失うことになるため、これまでの最低額の設定方法を見直す必要がある。

国は、年3%程度を目途として、全国加重平均が1,000円になることを目指すとしていることから、少なくとも6年度までは年3%程度の最低賃金の上昇が見込まれる。その中で、特に、市の一般職の職員の給与の上昇率が最低賃金の上昇率と連動していないことから、それに代わる基準が必要となるが、今のところ見つからないのが現状であるため、財政負担を考慮しつつ、賃金構造基本統計調査（賃金センサス）や労働局の求人情報とリンクできないかも含め、5年度に向けて何らかの対策を講じたい。

2 事業者への影響

市が定める最低額を大幅に引き上げた場合、事業者に過度の負担を強いる

ことになる。また、事業者から、「最低額の引上げに合わせて全体的に引上げをしなければ給与バランスが保てず、負担が大きくなる」、「最低額を上回る賃金を支払うため、ベテラン職員を配置している」、「勤続年数が同じであっても、勤務先によって賃金に差が生じている」、「勤務先によって賃金に差があることから、人事異動に支障を来すおそれがある」といった声も聞かれ、事業者の給与体系や人員配置にも影響を及ぼしている。

3 全国の公契約条例制定の動き

市では、地方が動いて国を動かすため、公契約条例の全国への広がりを期待し、21年10月に全国の市と区805団体に、本市と同様の取組を行うよう呼びかけたが、賃金条項型の条例を制定している自治体は、本年10月1日現在で野田市を除き24団体となっており、大きな広がりは見られない。

また、賃金条項型の条例を制定している自治体のうち、職種別賃金を導入している自治体は、野田市を除き4団体のみであり、職種の設定は、3種類から8種類と少なく、本市の取組とは異なっている。

そのほか、法定最低賃金以上の支払を定める条例や「公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境を確保すること」などを基本方針として定め、賃金の下限額を定めない理念型の条例も見られ、野田市だけが職種別賃金を高く設定し、財政負担が過大になると、他の自治体が賃金条項型の条例を制定する際の足かせになってしまう懸念がある。

公契約条例未制定のいくつかの自治体に、制定しない理由について聞き取りを行ったところ、「国が法制化すべき」、「事業者との調整が困難」といった声もあり、なかなか地方の足並みがそろわないという問題もある。

今後は、賃金条項型条例を制定している自治体との意見・情報交換を行い、連絡会等のネットワークを形成し、共同で国へ働きかけを行えるか検討していきたい。

表 18 公契約条例制定自治体の状況（令和3年10月1日現在）

区分	制定自治体 ※野田市を除く
賃金条項型条例	川崎市、多摩市、相模原市、渋谷区、国分寺市など24団体

うち、職種別賃金の採用	4 団体（多摩市：8 種類、国分寺市：5 種類、足立区：3 種類、千代田区：8 種類）
法定最低賃金の支払を定める条例	奈良県、四日市市、大和郡山市、岩手県、京都市など 14 団体
理念型条例	山形県、前橋市、秋田市、長野県、岐阜県など 26 団体

4 国の動き

公共サービス基本法第 11 条では、「国及び地方公共団体は、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努める」と規定されているが、国は動いていない。

30 年 7 月に自民党本部で開催された「雇用問題調査会」の「公契約における適正な労働条件の確保について」の議事の中で、野田市が事例発表をした際、法的整備を含めた国の支援を改めてお願いしたが、国では、法定最低賃金がある中で、二重の賃金設定に慎重な姿勢だった。

5 これまでの公契約審議会での意見（抜粋）

- ・職種別賃金を廃止して一律の金額とした場合、これまで時給が高かった労働者の賃金が大幅に下がってしまうことが懸念される。
- ・職種別が大前提の制度であるため、職種別は維持すべきである。
- ・職種別について、全体のバランスを考えれば、全ての職種について、予算が許せば、同じ率での引上げが望ましい。
- ・最低賃金と市の最低額との差額の妥当性については議論があるが、多少なりとも最低賃金を上回っていた方が条例の意義に沿うのではないか。
- ・職種によって市の最低額の上昇率に大きく差があるのは問題である。
- ・職種間の差はあってしかるべきだが、職種間の逆転はもとより、差が縮まることは問題である。
- ・最低賃金が大幅に上昇し、制定当初と状況が変化しているため、最低賃金が最低額を上回った職種は基準を最低賃金としてもよいのではないか。
- ・基準の設定の正当性を明確にすれば、他の自治体での条例制定の動きが進むのではないか。
- ・職種間の差額の妥当性について、この審議会では判断できるのか悩ましい。

添付資料ア

市長が定める賃金の最低額（工事又は製造の請負の契約）

H22からH24まで：公共工事設計労務単価の80%以上

H25以後：同単価の85%以上

（円/時間）

職種	H22	H23	H24	H25	H26.2	H26.4	H27.2	H28.2	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3
1 特殊作業員	1,680	1,650	1,630	2,040	2,232	2,232	2,274	2,359	2,349	2,412	2,519	2,561	2,572
2 普通作業員	1,330	1,360	1,340	1,743	1,839	1,839	1,924	1,987	1,977	2,030	2,115	2,157	2,179
3 軽作業員	1,030	1,010	1,030	1,297	1,371	1,371	1,392	1,445	1,435	1,477	1,541	1,573	1,584
4 造園工	1,560	1,600	1,570	1,987	2,094	2,094	2,136	2,115	2,136	2,210	2,253	2,253	2,295
5 法面工	1,620	1,650	1,750	2,210	2,391	2,391	2,465	2,550	2,593	2,635	2,699	2,731	2,731
6 とび工	1,730	1,770	1,870	2,359	2,550	2,550	2,635	2,731	2,784	2,837	2,901	2,944	2,997
7 石工	1,930	1,890	1,940	2,455	2,582	2,582	2,625	2,593	2,752	2,859	2,912	2,922	2,922
8 ブロック工	1,940	1,910	1,880	2,285	2,402	2,402	2,465	2,391	2,540	2,635	2,689	2,689	2,689
9 電工	1,790	1,820	1,830	2,189	2,285	2,285	2,285	2,264	2,306	2,359	2,487	2,487	2,508
10 鉄筋工	1,800	1,840	1,900	2,391	2,593	2,593	2,678	2,774	2,827	2,880	2,944	2,986	2,986
11 鉄骨工	1,690	1,650	1,690	2,136	2,317	2,317	2,391	2,476	2,519	2,561	2,625	2,657	2,657
12 塗装工	1,710	1,710	1,820	2,295	2,487	2,487	2,572	2,667	2,710	2,763	2,827	2,859	2,954
13 溶接工	1,840	1,880	1,930	2,434	2,635	2,635	2,720	2,816	2,869	2,922	2,986	3,029	3,124
14 特殊運転手	1,640	1,650	1,680	2,115	2,221	2,221	2,264	2,349	2,338	2,402	2,508	2,550	2,593
15 一般運転手	1,550	1,520	1,510	1,892	1,987	1,987	2,019	2,094	2,083	2,136	2,232	2,264	2,295
16 潜かん工	適用外	2,060	2,070	2,540	2,752	2,752	2,827	2,975	3,029	3,082	3,156	3,188	3,230
17 潜かん世話役		2,450	2,460	3,018	3,252	3,252	3,347	3,517	3,581	3,645	3,730	3,772	3,804
18 さく岩工	1,710	1,750	1,830	2,306	2,497	2,497	2,593	2,816	2,869	2,922	3,145	3,177	3,284
19 トンネル特殊工	1,840	1,850	1,910	2,412	2,614	2,614	2,699	2,795	2,848	3,050	3,124	3,209	3,209
20 トンネル作業員	1,580	1,540	1,640	2,062	2,232	2,232	2,317	2,412	2,455	2,497	2,550	2,582	2,635
21 トンネル世話役	2,040	2,050	2,160	2,731	2,954	2,954	3,050	3,177	3,230	3,358	3,432	3,592	3,592
22 橋りょう特殊工	2,010	1,970	2,020	2,540	2,795	2,795	2,890	2,997	3,050	3,103	3,177	3,220	3,252
23 橋りょう塗装工	2,130	2,050	2,100	2,646	2,859	2,859	2,965	3,092	3,145	3,199	3,273	3,315	3,315
24 橋りょう世話役	2,280	2,230	2,290	2,890	3,135	3,135	3,241	3,358	3,422	3,485	3,570	3,613	3,730
25 土木一般世話役	1,840	1,800	1,860	2,264	2,380	2,380	2,412	2,380	2,412	2,497	2,540	2,550	2,635
26 高級船員	適用外	2,300	2,260	2,752	2,890	2,890	2,933	2,901	2,933	3,039	3,092	3,103	3,241
27 普通船員		1,780	1,760	2,147	2,264	2,264	2,306	2,285	2,317	2,402	2,444	2,455	2,561
28 潜水士		2,630	2,700	3,400	3,677	3,677	3,794	3,932	4,006	4,080	4,176	4,229	4,261
29 潜水連絡員		1,850	1,910	2,412	2,614	2,614	2,699	2,795	2,848	2,901	2,965	3,007	3,103
30 潜水送気員		1,850	1,910	2,412	2,614	2,614	2,699	2,795	2,848	2,901	2,965	3,007	3,050
31 山林砂防工		1,980	1,990	2,519	2,657	2,657	2,710	2,678	2,710	2,805	2,859	2,859	2,859
32 軌道工	2,950	3,020	3,210	4,049	4,389	4,389	4,537	4,697	4,782	4,867	4,984	5,037	5,207
33 型わく工	1,660	1,660	1,700	2,147	2,327	2,327	2,402	2,487	2,529	2,572	2,635	2,667	2,699
34 大工	1,910	1,870	1,930	2,434	2,635	2,635	2,710	2,540	2,582	2,625	2,689	2,720	2,720
35 左官	1,760	1,730	1,780	2,338	2,529	2,529	2,614	2,710	2,752	2,805	2,869	2,901	2,901
36 配管工	1,820	1,780	1,710	2,051	2,147	2,147	2,179	2,157	2,200	2,253	2,370	2,370	2,444
37 はつり工	1,620	1,580	1,680	2,200	2,380	2,380	2,391	2,487	2,529	2,572	2,635	2,667	2,667
38 防水工	1,710	1,750	1,880	2,465	2,678	2,678	2,763	2,869	2,922	2,975	3,039	3,082	3,082
39 板金工	1,700	1,740	1,820	2,380	2,572	2,572	2,657	2,752	2,805	2,859	2,922	2,965	3,039
40 タイル工	1,820	1,780	1,830	2,306	2,497	2,497	2,561	2,253	2,295	2,349	2,423	2,476	2,508
41 サッシ工	1,680	1,650	1,690	2,189	2,370	2,370	2,444	2,529	2,572	2,614	2,678	2,710	2,720
42 屋根ふき工	1,620	1,610	1,590	1,977	2,115	2,115	2,210	2,317	2,391	2,465	2,550	2,614	2,635
43 内装工	1,740	1,710	1,750	2,264	2,444	2,444	2,625	2,720	2,763	2,816	2,880	2,922	2,954
44 ガラス工	1,640	1,630	1,660	2,104	2,285	2,285	2,370	2,465	2,508	2,550	2,614	2,646	2,731
45 建具工	1,560	1,560	1,870	2,359	2,455	2,455	2,317	2,412	2,455	2,497	2,572	2,635	2,667
46 ダクト工	1,570	1,600	1,580	1,966	2,147	2,147	2,147	2,125	2,168	2,221	2,338	2,338	2,402
47 保温工	1,740	1,680	1,650	1,966	2,125	2,125	2,200	2,189	2,232	2,285	2,402	2,412	2,412
48 建築ブロック工	1,700	1,660	1,690	2,136	2,264	2,264	2,349	2,465	2,370	2,423	2,497	2,561	2,593
49 設備機械工	1,820	1,770	1,700	2,125	2,232	2,232	2,242	2,221	2,264	2,317	2,444	2,444	2,444
50 交通誘導員A	910	920	920	1,148	1,297	1,297	1,339	1,392	1,424	1,456	1,562	1,594	1,605
51 交通誘導員B	850	860	840	1,042	1,137	1,137	1,159	1,212	1,233	1,265	1,360	1,382	1,435
51職種平均	1,722	1,777	1,818	2,285	2,455	2,455	2,520	2,579	2,622	2,684	2,763	2,798	2,837

(円/時間)

職種		H22	H23	H24	H25	H26. 2	H26. 4	H27. 2	H28. 2	H29. 3	H30. 3	H31. 3	R2. 3	R3. 3
52	電気通信技術者	適用外	2,650	2,680	2,869	2,869	2,880	2,997	3,071	3,103	3,188	3,326	3,379	3,390
53	電気通信技術員		1,830	1,840	1,966	1,966	1,977	2,019	2,062	2,083	2,147	2,232	2,274	2,285
54	製作工(橋梁)		2,240	2,450	2,689	2,752	2,752	2,784	2,805	2,859	2,859	2,880	2,922	2,922
55	機械工		1,880	1,930	2,434	2,635	2,635	2,720	2,816	2,869	2,922	2,986	3,029	3,124
56	助手		1,360	1,340	1,743	1,839	1,839	1,924	1,987	1,977	2,030	2,115	2,157	2,179
57	船団長		2,300	2,260	2,752	2,890	2,890	2,933	2,901	2,933	3,039	3,092	3,103	3,241
58	潜水世話役		2,630	2,700	3,400	3,677	3,677	3,794	3,932	4,006	4,080	4,176	4,229	4,261
59	船夫		1,780	1,760	2,147	2,264	2,264							
60	機械設備製作工		2,270	2,260	2,402	2,402	2,402	2,423	2,423	2,465	2,540	2,614	2,689	2,699
61	機械設備据付工		1,960	1,950	2,104	2,147	2,147	2,147	2,147	2,179	2,232	2,317	2,550	2,593
全職種平均			1,828	1,867	2,312	2,469	2,470	2,538	2,594	2,636	2,698	2,777	2,817	2,857

添付資料イ

市長が定める賃金の最低額（業務委託契約）

（円/時間）

業種・職種		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03
設備の運転管理及び保守点検業務		829	1,480	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680
施設の清掃業務		829	829	829	829	829	850	882	891	919	948	978	981
施設の電話交換、受付及び案内業務		適用外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,032	1,032
施設の警備及び駐車場整理業務			950	1,010	1,090	1,120	1,130	1,130	1,140	1,150	1,200	1,240	1,260
野田市文化会館の舞台の設備又は機器の運転業務		829	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外
不燃物処理施設運転管理業務	事務員補助	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981
	プラント保安要員			1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680
	中央操作員			1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680
	重機オペレータ			1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680
	計量業務員			830	830	830	850	882	891	919	948	978	981
	プラットホーム作業員			1,010	1,090	1,120	1,130	1,130	1,140	1,150	1,200	1,240	1,260
	手選別作業員			848	848	860	938	938	938	938	955	985	988
	手選別作業員（障がい者等）			756	777	798	817	817	842	868	895	923	925
	清掃作業員			829	829	829	849	882	891	919	948	978	981
	除草作業員			829	829	829	849	882	891	919	948	978	981
学校給食関連業務	給食調理員	適用外	適用外	適用外	829	829	849	882	891	919	948	978	981
	給食配膳員				829	829	849	882	891	919	948	978	981
	給食配送員（運搬員）				935	935	957	991	1,000	1,031	1,039	1,051	1,051
	給食設備管理員				1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680

添付資料ウ

市長が定める賃金の最低額（指定管理協定） ※職種五十音順

(円/時間)

職種	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03
受付等事務補助員 (事務補助)	829	830	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981
運転士	適用外	適用外	935	935	935	957	991	1,000	1,031	1,039	1,051	1,051
栄養士	適用外	適用外	991	991	991	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084
介護支援専門員	適用外	適用外	適用外	適用外	1,235	1,334	1,339	1,339	1,341	1,343	1,353	1,353
介護職員	適用外	適用外	適用外	適用外	860	938	938	938	938	955	985	988
学芸員	適用外	適用外	1,096	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192
学芸員補助員	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981
火葬業務	829	829	829	829	912	933	965	975	981	990	1,003	1,003
看護師	829	1,031	1,031	1,031	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	1,134	1,134
看護師 (准看護師を含む)	適用外	適用外	1,031	1,031	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	1,134	1,134
機能訓練指導員	適用外	適用外	適用外	適用外	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	1,134	1,134
コミュニティ会館業務 従事者	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981
コンピュータ指導員	適用外	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	1,043
支援員	適用外	適用外	適用外	適用外	860	938	938	938	938	955	985	988
施設の維持管理事務員	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	1,043
自転車等駐車場管理業務	適用外	適用外	適用外	適用外	829	849	882	891	919	948	978	981
児童指導員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084
職業指導員	適用外	適用外	適用外	適用外	860	938	938	938	938	955	985	988
資料整理員	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981
水泳場管理業務	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	1,043
水泳場救助員・監視員	829	830	830	830	830	850	882	891	919	948	978	981
生活支援員	適用外	適用外	848	848	860	938	938	938	938	955	985	988
生活支援員補助	適用外	適用外	830	830	830	850	882	895	919	948	978	981
生活相談員	適用外	適用外	適用外	適用外	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192
清掃業務	829	829	829	829	829	850	882	891	919	948	978	981
設備の運転管理及び保守 点検業務	適用外	1,480	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	1,680
相談支援専門員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084
駐車場整理業務	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	882	891	919	948	978	981
駐輪場整理業務	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	882	891	919	948	978	981
調理員	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	948	978	981
店長	適用外	適用外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100
図書館業務従事者	適用外	適用外	1,096	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192
トレーニング室トレー ナー	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	1,043
販売員	適用外	適用外	850	850	850	850	850	850	919	948	978	981
舞台機器操作業務	適用外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,032	1,032
保育士	適用外	適用外	991	991	991	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084
訪問支援員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	1,084
保健師	適用外	適用外	適用外	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	1,192
夜間管理業務	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	948	978	981
用務員	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	948	978	981

令和3年度立入調査実施報告

1 調査日

令和3年10月21日、22日、28日

2 実施件数及び聞き取り人数

1件につき労働者3人を目安として、聞き取りを実施

契約の種類	件数	人数	備考
工事請負契約	1件	3人	土木一式
業務委託契約	4件	12人	
指定管理協定	4件	15人	
合計	9件	30人	

※スケジュールが整わなかった工事2件(建築一式、ほ装)、業務委託1件、指定管理1件については、後日実施予定

3 聞き取り事項

- (1) 最低額が記載された周知事項の掲示場所を知っているか、もしくは配布されているか。
- (2) 自分の職種の最低額を認識しているか。
- (3) 自分の職種の最低額以上の賃金が支払われているか。

※自分の最低額を認識していない労働者については、最低額が記載してあるチラシを配布し、最低額を確認してもらう。

※月給制や日給制の労働者で時給に換算した金額を把握していない労働者については、時給換算方法を記載した書類を配布し、最低額以上の支払となっているか確認してもらう。

4 聞き取り結果

回答	(1)掲示又は配布	(2)最低額の認識	(3)最低額以上の支払
はい	30人 (100%)	30人 (100%)	30人 (100%)
いいえ	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
分からない	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)